

平成28年度  
第2回 関市公共交通活性化協議会  
議案書

平成28年8月29日（月）午後2時

アピセ・関 1階 第1会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成28年8月29日出席者名簿)

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

	区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名
1	学識経験者	福 本 雅 之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員
2	事業者代表	山 田 芳 喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事
3		武 藤 行 儀	岐阜乗合自動車(株) 取締役グループ管理部長
4		山 田 善 章	(株)ドライビングサービス 業務部長
5		成 田 和 夫	岐阜交通 (株) 取締役業務部長
6		佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長
7	市民・利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長
8		澤 井 基 光	関市社会福祉協議会 会長
9		石 井 和 典	関市老人クラブ連合会 会長
10		栗 倉 元 臣	関商工会議所 副会頭
11		岡 田 英 賢	関市PTA連合会
12		金 城 淑 子	関市女性連絡協議会 副会長
13	岐阜運輸支局	二 輪 昭 宏	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官
14	運転手組合代表	鷲 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長
15	岐阜県公共交通課	大城戸 克 之	岐阜県 都市建築部 公共交通課長
16	道路管理者	野 田 純 大	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長
17		河 村 雅 美	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長
18	関警察署	桐 山 眞 一	関警察署 交通課長
19	関 市	中 村 繁	関市 副市長 (会長)
20		桜 田 公 明	関市 企画部長 (幹事長)
21		坂 井 英 一	関市 建設部長

## 次 第

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

議案第1号 関市地域公共交通網形成計画策定調査事業について

議案第2号 関シティバス・自主運行バスの運行について

議案第3号 運転免許証返納者に対するバス運賃割引制度について

### 4 報告事項

報告第1号 岐阜交通株式会社の分社化について

報告第2号 小・中学生シティバス乗車体験事業について

報告第3号 第4期まちづくり市民会議「チームKJB（観光循環バス）計画」の取り組みについて

### 5 その他

### 6 閉会

※第3回開催は10月中旬予定

議案第1号

関市地域公共交通網形成計画策定調査事業について

平成29年3月策定予定の関市地域公共交通網形成計画の計画趣旨、調査内容・方法の検討、現況の確認を行う。

**別冊資料1** 地域公共交通網形成計画について

## 議案第2号

### 関シティバス・自主運行バスの運行について

- 1 便数変更
  - (1) 市街地病院循環線
  - (2) わかくさ・小金田線
  
- 2 路線変更
  - (1) 岐阜板取線（山県市との協定による自主運行路線）
  - (2) 牧谷線（美濃市との協定による自主運行路線）
  - (3) 関板取線
  - (4) 関上之保線
  - (5) わかくさ・迫間線
  
- 3 バス停留所の新設
  - (1) 藤谷北バス停留所  
対象路線…わかくさ・富野線
  - (2) 平井バス停留所  
対象路線…わかくさ・田原線

#### 実施日

平成28年10月1日

## 1 便数変更

### (1) 市街地病院循環線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	(東回り) 関市役所～せき東山～スーパーセンターオークワ関店～関シ ティターミナル～中濃厚生病院 (西回り) 中濃厚生病院～関シティターミナル～スーパーセンターオーク ワ関店～せき東山～わかくさ・プラザ	
運行距離	東回り 14.5km 西回り 14.6km	
運行本数	6便/日(循環)	5便/日(循環)
運行日	毎日運転(12月30日～1月3日運休)	
所要時間	東回り 51分 西回り 49分	
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円(障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券(11枚綴り1,000円)を導入</li> <li>・ICカード(アユカ)利用可能</li> </ul>	
補助形態	欠損補助	

### (2) わかくさ・小金田線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	中濃厚生病院～関シティターミナル～保明～関市山田～津保川 台～関シティターミナル～中濃厚生病院	
運行距離	28.8km(片循環)	
運行本数	4便/日(循環)	5便/日(循環)
運行日	毎日運転(12月30日～1月3日運休)	
所要時間	81分	
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円(障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券(11枚綴り1,000円)を導入</li> <li>・ICカード(アユカ)利用可能</li> </ul>	
補助形態	欠損補助	

## 2 路線変更

### (1) 岐阜板取線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	岐北病院前～洞戸中瀬～ <u>ほらど</u> <u>キウイプラザ～洞戸栗原車庫</u>	岐北病院前～洞戸中瀬～ <u>ほら</u> <u>どキウイプラザ</u>
運行距離	19.9km	18.1km
運行本数	平日：上り10便 下り7便 土日祝：上り10便 下り8便	
運行日	毎日運転 (8月13日～15日、12月29日～1月3日土日祝ダイヤ)	
所要時間	38分	34分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン運賃制（1区間100円、障がい者・小人は半額）</li> <li>・ICカード（アユカ）利用可能</li> </ul>	
補助形態	欠損補助	

### (2) 牧谷線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	(中濃庁舎発) 中濃庁舎～洞戸小学校前～ <u>ほら</u> <u>どキウイプラザ～洞戸栗原車庫</u> (美濃市駅発) 美濃市駅～洞戸小学校前～ <u>ほら</u> <u>どキウイプラザ～洞戸栗原車庫</u>	(中濃庁舎発) 中濃庁舎～洞戸小学校前～ <u>ほ</u> <u>らどキウイプラザ</u> (美濃市駅発) 美濃市駅～洞戸小学校前～ <u>ほ</u> <u>らどキウイプラザ</u>
運行距離	中濃庁舎発 23.3km 美濃市駅発 19.4km	中濃庁舎発 21.7km 美濃市駅発 17.8km
運行本数	中濃庁舎発 : 3往復 美濃市駅発 (平日) : 上り2便 下り1便 (土日祝) : 下り1往復	
運行日	毎日運転 (8月13日～15日、12月29日～1月3日土日祝ダイヤ)	
所要時間	中濃庁舎発 49分 美濃市駅発 37分	中濃庁舎発 45分 美濃市駅発 35分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン運賃制（1区間100円、障がい者・小人は半額）</li> <li>・ICカード（アユカ）利用可能</li> </ul>	
補助形態	欠損補助	

## (3) 関板取線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車 (株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	洞戸栗原車庫～ほらどキウイ プラザ～(寺尾又は山県高校) ～関シティターミナル～中濃 厚生病院～関中央病院	ほらどキウイプラザ～(寺尾 又は山県高校)～関シティタ ーミナル～中濃厚生病院～関 中央病院
運行距離	寺尾 経由：33.8km 山県高校経由：35.3km	寺尾 経由：31.9km 山県高校経由：33.2km
運行本数	(寺尾 経由) 平日：2往復/日 休日：4往復/日 (山県高校経由) 平日：5往復/日 休日：運行なし	
運行日	毎日運転 (8/13～15、12/29～1/3は、休日運行)	
所要時間	(寺尾 経由) 上り82分 (山県高校経由) 上り84分 下り85分	(寺尾 経由) 上り78分 (山県高校経由) 上り79分 下り81分
運賃体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーン運賃制 (1区間100円、障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券 (11枚綴り1,000円) を導入</li> <li>・ICカード (アユカ) 利用可能</li> </ul>	
補助形態	欠損補助	



## (4) 関上之保線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	(せき東山発) せき東山～川合車庫 (中濃厚生病院発) 中濃厚生病院～関シティターミナル～せき東山～川合車庫 (上之保温泉経由) 中濃厚生病院～関シティターミナル～せき東山～上之保温泉～川合車庫 (日本教経由) 中濃厚生病院～関シティターミナル～せき東山～上之保温泉～日本教前～川合車庫	
運行距離	せき東山発：25.9km 中濃厚生病院発：31.4km 上之保温泉経由：32.6km 日本教経由：32.9km	せき東山発：26.1km 中濃厚生病院発：31.6km 上之保温泉経由：32.8km 日本教経由：33.1km
運行本数	(せき東山発) 平日：0.5往復/日 (中濃厚生病院発) 平日：8往復/日 土日祝：3往復/日 (上之保温泉経由) 平日：2往復/日 土祝：1往復/日 (日本教前経由) 日：1往復/日	
運行日	毎日運転 (8/13～15、12/29～1/3は、休日運行)	
所要時間	せき東山発：43分 中濃厚生病院発： (上り)62分 (下り)61分 上之保温泉経由：66分 日本教経由：68分	せき東山発：43分 中濃厚生病院発： (上り)62分 (下り)61分 上之保温泉経由：66分 日本教経由：68分
運賃体系	・ゾーン運賃制(1区間100円、障がい者・小人は半額) ・回数券(11枚綴り1,000円)を導入 ・ICカード(アユカ)利用可能	
補助形態	欠損補助	

## (5) わかくさ・迫間線

	改正前	改正後
運行事業者	(株) ドライビングサービス	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シティターミナル～中濃厚 生病院～ <u>桜台東～小迫間公民館</u> <u>館</u> ～下迫間公民館	(下り) 関シティターミナル～中濃厚 生病院～ <u>桜台東～西田原農協</u> <u>前～川村医院～小迫間公民館</u> ～下迫間公民館 (上り) 下迫間公民館～ <u>小迫間公民館</u> <u>～西田原農協前～川村医院～</u> <u>桜台東</u> ～中濃厚生病院～関シ ティターミナル
運行距離	19.4 km	22.5 km
運行本数	4往復/日	
運行日	毎日運転(12月30日～1月3日運休)	
所要時間	48分	54分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円(障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券(11枚綴り1,000円)を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	

### 3 バス停留所新設

#### (1) わかくさ・富野線

	改正前	改正後
運行事業者	(株) ドライビングサービス	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シテイターミナル～中濃厚 生病院～志津野長坂～ <u>藤谷</u>	関シテイターミナル～中濃厚 生病院～志津野長坂～ <u>藤谷～ 藤谷北</u>
運行距離	25.8km	26.1km
運行本数	4便/日 (片循環)	
運行日	毎日運転 (12月30日～1月3日運休)	
所要時間	46分	46分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円 (障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券 (11枚綴り1,000円) を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	

#### (2) わかくさ・田原線

	改正前	改正後
運行事業者	(株) ドライビングサービス	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シテイターミナル～わかく さ・プラザ～ <u>田原ふれあいセ ンター～中日本航空専門学校</u> ～野田～わかくさ・プラザ～ 関シテイターミナル	関シテイターミナル～わかく さ・プラザ～ <u>田原ふれあいセ ンター～平井～中日本航空専 門学校</u> ～野田～わかくさ・プ ラザ～関シテイターミナル
運行距離	35.0km	36.5km
運行本数	4便/日 (片循環)	
運行日	毎日運転 (12月30日～1月3日運休)	
所要時間	85分	88分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1乗車 100円 (障がい者・小人は半額)</li> <li>・回数券 (11枚綴り1,000円) を導入</li> </ul>	
補助形態	運行委託	

別冊資料2

各路線系統図・時刻表・路線図概略・バス停留所位置図

## 議案第3号

### 運転免許証返納者に対するバス運賃割引制度について

#### 1. 主旨

高齢ドライバーによる交通事故が増加傾向にあることから、岐阜県警岐阜中署より提案があり、運転免許証自主返納・交通事故減少の一助になることを期待するもの。

#### 2. 割引制度の概要

運転免許証自主返納者に発行される「運転経歴証明書」の呈示で岐阜バス全路線（一部路線を除く）の運賃を半額とする。（ただし、現金での支払いのみとする。）



#### 3. 対象外の路線

高速乗合バス、イオンモール各務原線、快速イオンモール各務原線、市町村自主運行バス（岐北線・岐阜板取線を除く）、岐阜バスコミュニティの明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線は割引対象外とする。

#### 4. 実施予定日

平成28年10月1日より（予定）

小・中学生シティバス乗車体験事業について

申込者集計

	対象者数	申込者	申込率	H27実績	昨対比
小学生	2,552人	650人	25.5%	507人	+143
中学生	2,799人	511人	18.3%	451人	+60
合計	5,351人	1,161人	21.7%	958人	+203

※障がい者手帳等を持つ児童・生徒の申し込みは、小学生4人、中学生6人

## 報告第3号

### 第4期まちづくり市民会議「チームKJB（観光循環バス）計画」 の取り組みについて

まちづくり市民会議とは、市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための様々な事業を提案することです。

委員は20代から70代の幅広い年齢層で、月1回程度の全体会、必要に応じての部会を開催し、10回以上の会議を重ね7月16日に政策提案を行いました。

チーム「KJB（観光循環バス）計画」では、「観光向けの公共交通がない」という課題に取り組みました。

#### 1. 取り組んだ活動

「路線バスの旅～関シティターミナルから板取への日帰り旅行～」

#### 2. 活動の概要

関シティターミナルから板取へ路線バスを利用するモデルコースを作成し、往復600円の運賃を400円に設定（差額分は、本協議会が補てん）。

#### 3. 実施結果

中日新聞への記事掲載。市内各所でのチラシ配布の効果もありチケット売上枚数100枚。最終日には、参加者が多く帰りには臨時便が出ました。

上記の事業を行い、2つの提案を受けました。

①路線バスを使った観光モデルコースを作る。

②路線バスでの観光を呼び水に、路線バスの乗り方教室を開催する。

## 関市公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

### (業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。

- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。